

平成28年12月21日の第55回定例会の一般質問において、明石市を例に取り、「子ども総合支援条例の策定」について市の考えを聞いたところ、「本市の状況や地域の特性なども考慮し、今後研究してまいりたい」との市長答弁であった。さらに「研究の期間はどの程度見ているのか」との問に対しては「他の計画との整合性、先進地での検討過程、条例に至るまでの考え方を研究する必要等を鑑み、現時点では明確に返答はできない」という福祉部長答弁でした。

私は1年後に、研究の結果、子ども総合支援条例を西脇市として作る気があるのか無いのかを聞かせていただく旨を宣言して質問を終えましたが、あれから、1年、西脇市行政として子ども総合支援条例の制定が必要と考えるのか否か、また必要とするなら策定作業はいつくらいから開始するつもりなのかどうかを文書質問いたします。

なお、参考ながら、全国で子ども条例や子ども支援条例といったものは80以上制定されており、鎌倉市などでは現在策定中のように、増えていく傾向にあります。

豊田市などにおいては「豊田市子ども条例」に基づき「子ども総合計画」を策定するなど、単なる理念条例としてではなく政策条例として機能させています。

- ① 1年間どのように研究したのか。
- ② 研究の結果、仮称「西脇市子ども総合支援条例」の制定する考えはあるか。
- ③ 制定する考えがあるならば、いつから策定作業に入り、制定の目途をいつとするか。尚、制定する気が無い場合は回答不要。

以上